



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外 (27)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... (企 業 局) ... 1
 山形県企業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程..... (同) ... 同

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 南部地区発電建設事務所において建設業務に従事する職員

別表第1中「、技術補佐又は主幹補佐」を削り、「本局の総務課長」を「総務企画課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員旅費支給規程(昭和41年12月県企業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

南部発電管理事務所	長井市、西村山郡朝日町及び西置賜郡飯豊町	を
南部発電管理事務所	長井市、西村山郡朝日町、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町	に改める。
南部地区発電建設事務所	長井市及び西置賜郡小国町	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成17年4月1日印刷
平成17年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056